

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成26年8月18日 定例庁議	
開催日時	平成26年8月18日(月) 午前 9時12分から 午前11時13分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、田中市長公室長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 (担当課1) 佐藤政策企画課主幹兼課長補佐 (担当課2) 麦田保育課長、平塚同課長補佐、玄順同課保育総務係長、山木同課保育係長 (事務局) 神田市長公室次長兼政策企画課長、又賀同課政策企画係主査、同課同係小曾根主任、稲葉秘書課長	
会議内容	(1) 第5次総合振興計画策定方針について (2) 平成26年第3回朝霞市議会定例会提出議案について	
会議資料	(1) 第5次総合振興計画策定方針 (2) 平成26年第3回朝霞市議会定例会提出議案	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の必要事項		

【市長あいさつ】

【議題】

（１）第５次総合振興計画策定方針について

（担当課１：佐藤）

- ・今回、審議をお願いするものは、現在策定に向けて進めている『第５次朝霞市総合振興計画』の名称を『第５次朝霞市総合計画』に変更したいもので、「振興」の文字を取るというものである。そのため、既に決定している策定方針を改訂する提案である。第５次総合振興計画策定方針は、昨年１０月の定例庁議で承認していただいた後、市長決裁を経て、正式に決定している。
- ・今回の改訂の理由について、総合振興計画審議会において、次期計画の将来像には、市民生活を重視する視点を取り入れた方が良くということで、「将来像」を『私が暮らし続けたいまち 朝霞』または『私が暮らし続けるまち 朝霞』と決まってきたところであるが、「これまで使用してきた『総合振興計画』の『振興』という言葉が、これまでの開発型の行政をイメージしてしまい、第５次の新しい「将来像」のイメージと違うのでは」ということになり、平成２６年５月３０日付けで審議会より『振興』という言葉削除の方が良いという提言をいただいたためである。既に、庁内では、７月７日に庁内策定委員会を開催し、本変更については承認いただいているので、本日の庁議で正式決定したいと考えている。
- ・策定方針の変更箇所について、第５次に係る「総合振興計画」を「総合計画」に、表題を含め、１１か所変更している。さらに、庁内策定委員会での審議の際にいただいた意見で、『総合計画』に名称が変更になっても、これまでの計画と第５次の計画には、継続性がある旨を、策定方針の中で示すべきでは」ということから、２点追記した。１ページの網掛け部分の①第１次から第４次まで使用してきた、本市の総合計画の名称に『振興』を入れた背景と、②総合振興計画審議会の総意により『振興』を削除する旨の提言をいただいたこと、③総合計画の継続性を維持する旨を、記載している。

[質疑等]

なし

【議題】

（２）平成２６年第３回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第４４号 平成２５年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について

（小林総務部長）

- ・本議案は、平成２５年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成２５年度の決算額は、歳入が、３７０億３，５１７万１，２５４円となり、歳出は、３５６億１，６９４万３，２１３円で、歳入歳出差引残額は、１４億１，８２２万８，０４１円となった。この残額から、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰

越し繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、13億1,669万5,641円である。

- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、市税は、205億3,264万9,358円で歳入総額の55.5パーセントを占めている。地方譲与税は、自動車重量譲与税などで、2億1,032万4,000円となり、地方消費税交付金は、10億492万8,000円の交付となっている。地方交付税は、普通交付税4億2,872万5,000円、特別交付税1億5,531万6,000円が交付されている。分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、6億3,180万8,439円となり、使用料及び手数料は、斎場、自転車等駐車場の使用料、一般廃棄物処理手数料などで、7億3,695万6,140円となっている。国庫支出金は、児童手当交付金、生活保護費負担金や小学校、中学校のトイレ改修工事に係る学校施設環境改善交付金などで、52億2,651万5,725円となっている。県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金を始め、保育所緊急整備事業補助金、個人県民税徴収委託金などで、20億7,838万7,502円となっている。繰入金は、下水道事業特別会計や財政調整基金の繰入金などで、10億279万5,207円となっている。繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、10億7,608万844円となっている。諸収入は、学校給食費受入金や預託金の返還金などの貸付金収入のほか、スポーツ振興くじ助成金などで、13億2,466万9,793円である。市債は、田島公園用地購入事業債、三原二丁目児童遊園地用地購入事業債、臨時財政対策債など18件で、17億7,055万2,000円の借入れとなっている。
- ・歳出について、議会費は、会議録調製委託料などで、2億9,072万8,685円を支出し、総務費は、市民会館、市民センターなどに係る指定管理料、旅券事務に係る経費などで、42億9,163万5,163円を支出している。民生費は、総合福祉センター、特別養護老人ホーム、放課後児童クラブなどに係る指定管理料を始め、障害者、高齢者、児童、生活保護等に係る扶助給付事業のほか、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金などで、168億8,239万8,782円となっている。衛生費は、各種個別予防接種、がん検診のほか、健康増進センターの指定管理料や、ごみ収集運搬委託料などで、26億8,022万3,470円を支出し、農林水産業費は、市民農園管理委託料などで、7,400万8,614円となっている。商工費は、個人住宅リフォーム資金補助金や産業文化センターの指定管理料などで、2億5,653万4,864円を支出している。土木費は、道路の修繕工事や下水道事業特別会計への繰出金などで、25億9,562万5,637円となっている。消防費は、朝霞地区一部事務組合負担金や消防団の活動に係る経費などで、12億6,669万3,343円を支出している。教育費は、小学校、中学校のトイレ改修工事や、中央公園陸上競技場の改修工事などで、40億5,410万8,062円となっている。公債費は、32億42万6,382円を支出している。なお、歳出には、前年度からの繰越事業分も含まれている。

[質疑等]

なし

議案第45号 平成25年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(藪塚健康づくり部長)

- ・本議案は、平成25年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・国民健康保険の年度末加入者の状況であるが、1万9,866世帯、被保険者数は、3万2,803人となっており、前年度と比較すると、世帯数は190世帯、0.95パーセントの減少で、被保険者数は722人、2.15パーセントの減少となった。
- ・決算額は、歳入が、123億7,576万4,730円となり、歳出は、120億6,390万8,769円で、歳入歳出差引残額は、3億1,185万5,961円である。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、国民健康保険税は、30億2,338万4,753円で、歳入総額に占める割合は24.43パーセントである。国庫支出金は、療養給付費等負担金などで、26億3,417万9,346円となり、前期高齢者交付金は、22億5,029万1,843円が交付されている。共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金などで、15億4,247万7,926円、繰入金は、保険基盤安定及びその他などの一般会計繰入金と保険給付費支払基金繰入金で、14億2,528万8,704円である。歳入全体では、前年度と比較すると、1.51パーセントの増加となっている。
- ・歳出について、保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、75億4,386万4,326円となった。後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援事業などで、17億7,831万9,029円、介護納付金は、介護納付事業で、7億5,032万29円、共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出事業などで、16億2,270万9,800円を支出している。保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億4,408万6,485円となっている。歳出全体では、前年度と比較すると、1.32パーセントの増加となっている。

[質疑等]

なし

議案第46号 平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(柳原都市建設部長)

- ・本議案は、平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成25年度の決算額は、歳入が18億1,648万1,873円となり、歳出は16億7,155万6,881円で、歳入歳出差引残額は、1億4,492万4,992円となり、この残額から、繰越明許費繰越額5,838万円を差し引いた翌年度繰越額は、8,654万4,992円である。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、分担金及び負担金は、区域外流入負担金のほか、和光市及び新座市との協定に基づく公共下水道相互利用の維持管理費負担金で、

327万9,535円となっている。使用料及び手数料は、下水道使用料の現年度分及び滞納繰越分などで、8億5,120万4,394円となり、繰入金は、一般会計から4億6,311万3,000円を繰り入れ、繰越金は、前年度繰越金で1億301万7,451円となっている。諸収入は、荒川右岸流域下水道維持管理負担金の返還金や、水洗便所改造資金融資預託金返還金などで、1億7,890万7,493円となり、市債は、公共下水道事業債及び流域下水道事業債で、1億5,250万円を政府資金から借入れたもので、国庫支出金は、下水道事業費補助金で6,446万円である。

- ・歳出について、下水道総務費のうち、一般管理費では、人件費、料金徴収業務委託料、事務経費などで、3億5,800万3,311円を支出し、維持管理費では、下水道台帳作成委託料、荒川右岸流域下水道維持管理負担金などで、5億2,752万6,013円を支出した。次に、下水道事業費のうち、汚水整備事業費では、施設等修繕料、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事などで、1億8,044万5,680円を支出し、雨水整備事業費では、委託料で管渠設計委託料、雨水管工事、田子山下水路費負担金などで、7,562万4,538円を支出した。流域下水道事業費では、荒川右岸流域下水道事業費負担金を負担割合に基づいて8,682万9,651円を支出し、公債費は、地方債の元金及び利子の償還金として、4億4,312万7,688円を支出した。なお、平成25年度末における公共下水道の普及率は、97.0パーセントである。

[質疑等]

なし

議案第47号 平成25年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(薮塚健康づくり部長)

- ・本議案は、平成25年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成25年度末における第1号被保険者数の状況であるが、2万3,889人となり、前年度と比較すると、922人、4.01パーセントの増となっている。また、要介護、要支援認定者数は、3,426人となり、前年度と比較すると、197人、6.1パーセントの増となった。
- ・決算額は、歳入が、53億4,827万7,242円、歳出が、52億2,245万6,370円で、歳入歳出差引残額は、1億2,582万872円となりました。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として11億4,691万5,720円となっている。国庫支出金は、介護給付費負担金などで、9億7,312万6,960円、支払基金交付金は介護給付費交付金などで、13億8,219万4,000円、県支出金は、介護給付費負担金などで、7億3,121万5,255円、繰入金は一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、9億1,391万7,353円である。
- ・歳出について、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで、8,724万9,725円でございます。保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、保険給付費全体では、47億5,474万6,737円となっている。地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意

事業に係る委託料などで、9,851万481円である。基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金などで、2億4,212万2,912円である。

[質疑等]

なし

議案第48号 平成25年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
(藪塚健康づくり部長)

- ・本議案は、平成25年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてである。
- ・平成25年度末における被保険者数の状況であるが、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、10,118人となり、前年度末と比較すると、500人、5.2パーセントの増となった。
- ・決算額は、歳入が、9億8,028万9,713円となり、歳出は、9億7,172万6,897円で、歳入歳出差引残額は、856万2,816円である。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、後期高齢者医療保険料は、8億3,135万9,290円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、1億4,116万2,607円、繰越金は、前年度繰越金で、622万7,622円となっている。
- ・歳出について、総務費は、一般管理事務費と後期高齢者医療保険料の徴収事業で、1,276万6,928円、後期高齢者医療広域連合納付金は、9億5,683万9,747円、諸支出金は、保険料還付金などで、212万222円を支出している。

[質疑等]

なし

議案第49号 平成25年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
(田中水道部長)

- ・本議案は、平成25年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。
- ・業務の状況について、年度末給水人口は、13万2,876人、給水戸数は、6万463戸で、前年度に比べ、ともに微増である。年間総給水量は、1,535万3,598立方メートルで、前年比1.5ポイント減少した。このうち県水受水量は、1,097万2,490立方メートルで、受水率は、71.5パーセントである。また、年間総有収水量は、1,398万3,910立方メートルで、前年比0.1ポイント増加し、有収率は、91.1パーセントで、前年度と比べ1.5ポイントの増加である。
- ・決算の概要について、収益的収入の水道事業収益の決算額は、22億2,900万573円で、主なものは、収入総額の82.5パーセントを占める水道料金で、その他、水道利用加入金などである。収益的支出の水道事業費の決算額は、19億6,064万6,074円で、主なものは、支出総額の36.5パーセントを占める県水受水費で、その他、減価償却費及び資産減耗費、企業債の支払利息などである。収益的収支の差引利益は、2億6,835万4,499円となった。

- ・資本的収入の決算額は、437万3,500円で、主なものは、一般会計から9基分の消火栓設置工事負担金を受け入れたものである。資本的支出の決算額は、7億9,163万8,717円で、主なものは建設改良費で、水道施設耐震化事業のほか、老朽管更新及び水圧不足改善事業のための配水管布設替工事などを実施した。企業債償還金は、企業債の元金償還額である。なお、資本的収入額が支出額に対して不足する7億8,726万5,217円については、いままでの積立金等で補てんした。また、剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金から、建設改良積立金に1億3,000万円、減債積立金に1億3,000万円をそれぞれ積立てるものである。

[質疑等]

なし

議案第50号 平成26年度朝霞市一般会計補正予算（第2号）

（小林総務部長）

- ・本議案は、平成26年度朝霞市一般会計補正予算（第2号）についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、9億5,376万円の増額で、これを含めた累計額は、368億7,129万3,000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、地方特例交付金は、交付額の確定により、506万6,000円減額している。地方交付税は、普通交付税の算定結果にともない、普通交付税を、1億1,049万1,000円減額している。国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額するほか、新たに、地域介護・福祉空間整備推進交付金を計上することにより、2,478万9,000円増額している。県支出金は、実績にともない、防犯共助県づくり推進事業補助金を減額する一方、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を増額するほか、新たに、骨髄移植ドナー助成費補助金などを計上することにより、6,404万8,000円増額している。財産収入は、テレビ埼玉株主配当金の受け入れをしている。寄附金は、民生費指定寄附金など8件の指定寄附金の受け入れをしている。繰入金は、財政調整基金繰入金を減額するほか、介護保険特別会計などの決算にともなう精算金を繰り入れることにより、1,594万7,000円増額している。繰越金は、平成25年度決算にともない、前年度繰越金を9億1,669万5,000円増額している。諸収入は、国・県支出金過年度収入のほか、各種施設の指定管理料の精算金などを計上し、1億2,340万8,000円増額している。市債は、緑ヶ丘通線整備事業債を新たに計上するほか、臨時財政対策債などを減額することにより、7,589万1,000円減額している。
- ・歳出について、総務費は、庁舎施設耐震補強工事設計委託料を減額するほか、平成25年度決算に伴う、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てることなどにより、6億5,500万9,000円増額している。民生費は、朝光苑の施設改修工事を新たに計上するほか、平成25年度実績額の確定により、介護保険特別会計繰出金、生活保護費負担金返還金などを計上することなどにより2億4,534万8,000円増額している。衛生費は、骨髄移植ドナー助成費補助金を新たに計上するほか、水痘や成人用肺炎球菌が定期予防接種化されることにともない各種個別予防接種委託料などを増額するこ

とにより、4,800万6,000円の増額となっている。農林水産業費は、農地法の一部改正にともなう農地台帳電算システム改造委託料を新たに計上することにより、216万円増額している。土木費は、下水道事業特別会計繰出金を減額するほか、緑ヶ丘通線の街路築造工事に要する経費を新たに計上することなどにより、312万7,000円増額している。教育費は、寄附金の受け入れ先として、図書購入費などを増額することにより、11万円増額している。次に、第2表継続費補正は、庁舎施設耐震化事業につきまして、事業費総額、継続期間及び年割額を変更するものである。第3表繰越明許費は、社会保障・税番号制度電算システム改造事業につきまして、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。第4表地方債補正は、新たに緑ヶ丘通線整備事業を追加するほか、庁舎施設耐震化事業及び臨時財政対策債について、借入限度額の変更を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第51号 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(薮塚健康づくり部長)

- ・本議案は、平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,206万4,000円の増額で、これを含めた累計額は、124億5,236万8,000円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金の交付金額決定通知により、489万6,000円を増額し、一方、前期高齢者交付金については、130万6,000円を減額するものである。県支出金は、財政調整交付金を、生活習慣病重症化予防対策共同事業に係る経費に対する補助分として、661万9,000円を増額するものである。繰越金は、前年度決算額の確定により、1億5,185万5,000円を受け入れるものである。
- ・歳出について、総務費は、一般管理事務費で、平成27年1月からの法改正に伴う電算システム改造委託料を81万円増額するものである。後期高齢者支援事業は、社会保険診療報酬支払基金の支払額確定通知に基づき、66万3,000円を、前期高齢者納付事業では、10万1,000円を増額し、一方、介護納付事業は、78万8,000円を減額するものである。保健事業費は、保健衛生普及事業費で、生活習慣病重症化予防対策共同事業に係る国保連合会への負担金として、661万9,000円を増額するもので、保険給付費支払基金等積立事業は、基金への積立金として、9,106万9,000円を増額するものである。諸支出金につきましては、実績にともなう療養給付費等負担金の返還金等で、6,359万円を増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第52号 平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第1号）



(柳原都市建設部長)

- ・本議案は、平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ696万円の増額で、これを含めた累計額は、17億5,571万円となっている。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、繰入金は、一般会計からの繰入金で、5,958万4,000円を減額するもので、繰越金は、前年度繰越金を6,654万4,000円追加するものである。
- ・歳出について、雨水建設費は、負担金、補助及び交付金で、雨水対策事業として、集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、住宅等に止水板の設置を行う方に工事費用の一部を助成する、止水板設置費補助金600万円を新たに計上するもので、公債費は、地方債利子で、前年度借入金の支払利子に不足が生じることから、96万円増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第53号 平成26年度朝霞市介護保険特別会計補正予算(第1号)

(薮塚健康づくり部長)

- ・本議案は、平成26年度朝霞市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,341万5,000円の増額で、これを含めた累計額は、52億8,937万6,000円となっている。今回の補正予算の歳入歳出については、全て、前年度決算の確定にともなう精算を行うものである。
- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、国庫支出金は、地域支援事業交付金を135万2,000円増額するものでございます。次に、支払基金交付金は、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金を、323万8,000円増額するものである。繰入金につきましては、介護給付費繰入金を、3,232万9,000円増額する。繰越金は前年度繰越金として、1億2,582万円増額するものである。
- ・歳出について、基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金を1億3,228万9,000円増額するものである。諸支出金は、国庫支出金返還金及び県支出金返還金で、1,804万円増額している。繰出金は、一般会計繰出金を、1,308万6,000円増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第54号 平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(薮塚健康づくり部長)

- ・本議案は、平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてである。
- ・今回の補正額は、歳入歳出それぞれ856万2,000円の増額で、これを含めた累計

額は、10億7,697万2,000円となっている。

- ・歳入歳出の概要のうち、歳入について、繰越金は、前年度決算額の確定により、前年度繰越金として、856万2,000円を増額するものである。
- ・歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金は、平成25年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、305万8,000円を、諸支出金は、一般会計繰出金として、550万4,000円を増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第55号 平成26年度朝霞市水道事業会計補正予算（第1号）

（田中水道部長）

- ・本議案は、平成26年度朝霞市水道事業会計補正予算（第1号）についてである。
- ・今回の補正は、緊急工事を含めた建設改良費の増額とこれにともなう消費税還付金の増額である。
- ・補正の概要のうち、収益的収入については、今回計上している建設改良費の増額に伴い、営業外収益の消費税還付金を1,509万5,000円増額するものである。資本的支出については、泉水浄水場配水ポンプの電気盤に不具合が発生したことから、緊急工事を実施するほか、管路の耐震化工事等において、労務単価の見直し、及び使用する材料の変更等が生じたため、2億454万9,000円の増額補正を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第56号 朝霞市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（田中水道部長）

- ・本議案は、朝霞市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてである。
- ・改正内容については、今後、給水人口及び1日最大給水量とも、減少に転じ、施設能力に余剰が生じることが予想されることから、給水人口を13万4,200人に、1日最大給水量を4万8,100立方メートルに改め、効率的な運営を図るものである。なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第57号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

（三田福祉部長）

- ・本議案は、朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてである。
- ・改正内容については、埼玉県の「重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱」の改正に伴い、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者を補助対象とし、65歳以上で新規に重度心身障害者に該当する方は対象外とするなど、制度の見直しを行うものである。

また、朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関して、支給対象から除外する規定中の法律名が変更されたことに伴い、当該法律名を引用している箇所を改正するものである。なお、これらの改正については、法律名の改正については、平成26年10月1日から、その他の改正については、平成27年1月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・改正による影響はあるのか。

(三田福祉部長)

- ・平成26年度は対象が増える分と減る分があるが、差引きで330万円程度医療費が増加する。平成27年度以降、影響額は暫時減っていく。

(富岡市長)

- ・減る人はどのような人か。

(三田福祉部長)

- ・65歳以上の重度心身障害者に新規に該当した方が、後期高齢者医療保険の医療費の方に移っていくので、その分が減る。平成35年度の予定で、1億4,600万円程度減る見込みである。

(富岡市長)

- ・こちらが減ると、後期高齢者医療保険の医療費が増えるのか。

(三田福祉部長)

- ・おそらくそうなる。ただし、県の補助金がなくなったので、それだけ市の費用負担が増えてしまう。朝霞市と同様に、埼玉県内の45市が条例等を改正する。

(富岡市長)

- ・法律の改正によるのか。

(三田福祉部長)

- ・埼玉県の補助要綱の改正によるものである。

(富岡市長)

- ・そのような場合は、市長会を通じて要望した方が良い。

議案第58号 朝霞市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

(三田福祉部長)

- ・本議案は、朝霞市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例についてである。
- ・改正内容については、入所資格について小学校の第1学年から第4学年までの児童を小学生に変更するものである。なお、この改正については、平成27年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・選考して入所させることはできるのか。

(三田福祉部長)

- ・現時点でも待機児童がいるため、拡大しても、待機児童は発生する。

#### 議案第59号 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(三田福祉部長)

- ・本議案は、朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてである。
- ・改正内容については、朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関して、支給対象から除外する規定中の法律名が変更されたことに伴い、当該法律名を引用している箇所を改正するものである。なお、この改正については、平成26年10月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

#### 議案第60号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

(柳原都市建設部長)

- ・本議案は、朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例についてである。
- ・改正内容については、入居者の資格及び入居申込者の公開抽選の特例の規定中の法律名が変更されたことに伴い、当該法律名を引用している箇所を改正するものである。なお、この改正については、平成26年10月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

#### 議案第61号 朝霞市保育の必要性の認定に関する条例

(担当課2：麦田)

- ・まず、新制度のポイントを説明する。現在は、保育園、幼稚園、家庭保育室に補助金を支払っているが、それぞれ別の給付制度である。それを一括した給付制度にするため、「施設型給付」「地域型保育給付」が創設される。
- ・今後、地域型保育給付の施設は市が認可することになるため、認可するための条例が議案第62号である。
- ・施設型給付の認定こども園、幼稚園、保育所はこれからも県が認可するが、今後給付をするのにあたり、施設型給付と地域型保育給付の施設を市が運営基準を定めて確認することが必要なため、運営基準を定めたものが議案第63号である。
- ・給付を受けるのは個人になるが、給付を受けるために認定が必要になる。市が認定する基準を定めたものが議案第61号である。
- ・新制度の創設に伴い児童福祉法が改正されたため、放課後児童クラブに関する条例も改正が必要となる。対象児童の拡大を定めたものが議案第58号である。また、放課後児童クラブの設備及び運営の基準を市が定めることになったため、その基準を定めたのが議案第64号である。

(担当課 2 : 平塚)

- ・議案第 6 1 号「朝霞市保育の必要性の認定に関する条例」の概要について説明する。新制度においては、保育園などの施設を利用するにあたり、保護者は保育の必要性について、「認定」を受けることとなった。本条例の内容については、保育園などの施設を利用するにあたり、保育が必要な事由及び保育必要量の区分等を規定している。まず、保育の必要性の認定事由についてであるが、現行では、就労や出産などの 6 項目であったものを、新たに 4 項目が追加され、10 項目となった。次に、保育の必要時間についても、新制度では、フルタイムの就労を想定した 11 時間程度の保育標準時間と、パートタイムなどを想定した 8 時間程度の保育短時間の 2 区分が設けられ、いずれかの区分量で施設を利用することになる。規則を制定するにあたり、国から規則についての通知がまだ来ていないため、資料として「朝霞市保育の実施に関する要綱（一部抜粋）」を用意した。

[8 月 11 日政策調整会議の要旨についての報告]

(小林総務部長)

- ・幼稚園に入るときも認定が必要なのかとの質問に対し、新制度において必要であるが、調査の結果、現状は市内の幼稚園は新制度には移行しないとの回答があった。
- ・第 3 条第 1 号で、6 4 時間以上とした理由は何かとの質問に対し、現行の制度（1 日 4 時間以上、週 4 日以上、月 4 週以上の就労）を踏まえたこと、また、国からは 4 8 ～ 6 4 時間の範囲で、市で決めるようにとされているとの回答があった。
- ・国の解釈基準と違う点はあるのかとの質問に対し、朝霞市は国から示されたものと同じように作っているとの回答があった。
- ・パブリック・コメントを実施する予定はあるのかとの質問に対し、国の動きが遅く、条例もやっと出来てきたところなので、パブリック・コメントをする時間がないとの回答があった。
- ・第 3 条第 1 1 号の「市長が必要と認めること」について、国の省令に基づいて入れたのか、独自で入れたのかとの質問に対し、省令に基づいているが、国の通知を待って規則の制定をしたいとの回答があった。

[質疑等]

なし

議案第 6 2 号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(担当課 2 : 平塚)

- ・新制度において、新たに児童福祉法に位置づけられた「家庭的保育事業等」の認可について、市が行うこととなった。このため家庭的保育事業等の認可基準となるものを定めたものが、本条例である。本条例では、家庭的保育事業等の運営に関する基準や、さまざまな事業形態の定員数や設備基準を定めている。事業形態では家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の 4 事業から構成されている。また、設備基準については、市独自基準として、「乳幼児の面積基準」、「保育場所の階数を原則 1 階」、「虐待等の通告等について」、「保育場所を 2 階以上に設置する場合、建築基準法に規定する耐火建築物、または準耐火建築であること」の 4 項目を追加した。

[8月11日政策調整会議の要旨についての報告]

- ・第30条で、幼児1人につき3.3平方メートル以上としているが、国の基準はどうなっているかとの質問に対し、国では、A型・B型の0・1歳児は3.3平方メートル、2歳児は1.98平方メートル。C型の0～2歳児は3.3平方メートルであるとの回答があった。
- ・小規模保育事業所B型、C型には基準はないのかとの質問に対し、A型は全員が保育士の資格を有していることが条件、B型は、保育士と保育従事者（県や市で研修を受けた者）がそれぞれ2分の1以上いることが条件、C型は家庭的保育補助者（資格は保有していない）で対応可との回答があった。
- ・どれ位の施設があるのかまた、申請があれば認定するのかとの質問に対し、家庭保育室は20か所あり、そのうち6か所は保育園に、10か所は小規模保育施設に移行したいと希望しており、4か所は移行を見送るとの回答があった。また、5年間の猶予期間にどうするかを考えることになっており、まだどうするかを決めていないのが4か所で、この条例で定めるのは10か所であると回答があった。

[質疑等]

(田中副市長)

- ・国の省令に則っていない点は何か。

(担当課2：麦田)

- ・第14条の虐待等の通告の義務と、第30条の保育室の面積と原則1階に保育室を設ける点である。

議案第63号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(担当課2：平塚)

- ・新制度で運営する事業所には、市や県の認可に加えて、市がこれらの施設・事業を確認する必要がある。主な確認事項では、事業ごとに利用定員を定める、利用定員に関する基準と、運営規定、応諾義務、子どもの適切な処遇、秘密保持等を定める、運営に関する基準を定めるものとなっており、この条件が整った時点で、新制度による公定価格に基づく給付対象となる。また、先日の政策調整会議において指摘のあった、「虐待等の通告等」について、他の条例と同様に追加した。

[8月11日政策調整会議の要旨についての報告]

- ・現行は市独自の基準があるのか、また、現行施設は全て基準を満たしているのかとの質問に対し、独自の基準はなく、既存の施設は基準を満たしているとみなし、新たに出来た施設を確認していくとの回答があった。
- ・今ある幼稚園は条例を適用しないのかとの質問に対し、朝霞市の幼稚園は参加しないという意向なので、適用なしで、参加する場合は、基準を満たしているとみなすことになるとの回答があった。

[質疑等]

なし

議案第64号 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例

(担当課2：玄順)

- ・本条例は、放課後児童クラブ事業に従事する者及びその員数、並びに設備基準について定めるものとなっており、児童福祉法の規定により、放課後児童クラブ事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については基準省令で定める基準を参酌して定めるものとなっている。本条例は、参酌基準についても省令どおりとしている。また、先日の政策調整会議において指摘のあった、第2条の「用語の意義」は、他の条例と同様の言い回しに修正し、第22条「委任」は、他の条例に合わせて追加した。

[8月11日政策調整会議の要旨についての報告]

- ・第2条に「定義」とあるが、他の条例では「意義」となっているので統一した方が良いとの質問に対し、修正するとの回答があった。
- ・市長への委任規定を入れなくて良いかとの質問に対し、検討するとの回答であり、検討の結果、追加することになったものである。

[質疑等]

(富岡市長)

- ・事務量は増えるのか。

(担当課：麦田)

- ・事務量が増えるとは想定していない。指導員の人数は増える。

(富岡市長)

- ・保護者の混乱が懸念されるようなことはあるか。

(担当課2：麦田)

- ・もともと保護者は6年生までの拡大を望んでいる。集団の単位に関する混乱はないものとする。保育に関しては、認定という手続きが増えたこと、また、保育園だけでなく小規模保育施設についても市で申請を受けることについて、事前の周知が必要である。

議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

(小林総務部長)

- ・本議案は、人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてである。
- ・朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、久瀬逸子氏の任期が平成26年12月31日をもって満了となるが、同氏を再び委員に推薦いたしたく、ここに提案する次第である。久瀬氏の経歴については、経歴書を添付しているので、御参照いただきたいが、平成21年1月から人権擁護委員として御活躍中で、次期の任期についても引き続きお願いできればと考えている。久瀬氏は、人格、識見ともに高く、人権の擁護に関し深い理解と経験を有し、人権擁護委員として最適の方であると確信している。

[質疑等]

なし

【閉会】